

No.	件名・内容	回答
1	<p>情報公開請求における教育委員会教育総務課職員の対応について</p> <p>【内容】 教育委員会教育総務課宛に情報公開請求を行った案件について、通知書の送付に対し、請求人が前もって来庁することが決まっていたにもかかわらず、教育総務課職員は課の業務を理由に立ち会わず、情報公開事務主管課の総務部総務課職員に送付及び説明を委ねました。担当者が姿を見せなかったという対応についての説明と今回の処分についての担当者からの情報提供を強く求めます。</p> <p>(受付No.) 29-2019 (受付日) 平成29年4月19日</p>	<p>非公開決定通知書をお渡しする際に、担当課である教育総務課職員が出席し、非公開決定の理由等についてご説明することができず、大変申し訳ありませんでした。</p> <p>教育総務課職員が、直接の担当課として説明責任を果たす立場にあり、十分な経緯説明や情報提供を行うことは当然必要なものでありました。</p> <p>どんな理由があるにせよ、当日、来所される時間に教育総務課職員が立ち会い、ご説明することが市職員としての立場として当然のあるべき対応であったと考えます。</p> <p>今回のご指摘に対しましては、担当部長を通じ、担当課長及び担当職員に対し、市民の立場に立った適切な対応について指導しました。</p> <p>(担当) 教育総務課 (電話) 775-9469</p>